

喜多方市
クリーンきたかた推進員の手引き

令和7年4月
喜多方市

目次

1. はじめに	・・・・・・・・P1
2. クリーンきたかた推進員とは？	・・・・・・・・P2
3. クリーンきたかた推進員の概要	・・・・・・・・P2
4. クリーンきたかた推進員の業務内容	・・・・・・・・P3、4
(1) ごみの適正な分別及び排出に関すること【一例】	
(2) ごみの不法投棄及び不適正排出の防止等に関すること【一例】	
(3) 市への業務報告	
(4) 地区での指導内容	
5. 廃棄物の基礎知識	・・・・・・・・P5、6
(1) 廃棄物の定義	
(2) 廃棄物の種類	
(3) 不法投棄とは	
6. 家庭ごみの分け方・出し方	・・・・・・・・P7～10
(1) 家庭ごみの分類	
(2) 粗大ごみの出し方	
(3) 資源ごみの出し方	
(4) 市の窓口を持ち込めるもの	
7. 廃棄物減量・リサイクル推進のための市の取り組み	・・・・・・・・P11
(1) 衣類と小型家電の回収イベント	
(2) 資源回収報奨金交付事業	
(3) 家庭用生ごみ処理機等購入補助金	
(4) 出前講座	
8. よくある質問 Q&A	・・・P12、13
9. 各種問い合わせ先	・・・・・・・・P14

1. はじめに

近年、私たちの生活の中で廃棄物の問題がますます重要な課題となっています。地球温暖化や資源の枯渇、環境汚染といった環境問題は、私たちの未来に大きな影響を及ぼす可能性があります。その中でも、廃棄物の適正な管理と減量は、環境保護の基本的なアプローチの一つです。

廃棄物は、私たちの日常生活の中で避けて通れないものであり、家庭や企業、公共機関から大量に発生しています。これまでの廃棄物処理は、主に廃棄物の収集、運搬、処理、最終処分といった一方向的な流れが中心でした。しかし、環境問題の深刻化に伴い、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進といった新たなアプローチが求められるようになっていきます。

特に近年は、廃棄物のリデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」が環境政策の重要な柱として位置づけられています。また、国際的には「持続可能な開発目標（SDGs）」の中で「つくる責任、つかう責任」（Goal 12）が掲げられ、持続可能な消費と生産の促進が求められています。

このような背景の中で、私たち一人ひとりが廃棄物減量の重要性を認識し、実践することが必要です。本資料では、廃棄物問題の現状と課題を整理し、クリーンきたかた推進員としての役割や取り組みの具体例を紹介していきます。環境保護のためにできることを一緒に考え、行動するための一助となれば幸いです。



2. クリーンきたかた推進員とは？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年・法律第 137 号）第5条の8に基づく廃棄物減量等推進員として位置づけられています。

地域住民と市が連携してごみの減量化・資源化や適正処理を推進し、清潔で住みよいまちづくりを進めるため、地域のごみ問題解決の中心的な役割を担います。地域と市を結ぶパイプ役です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年・法律第 137 号）第5条の8 【抜粋】

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

3. クリーンきたかた推進員の概要

(1) 委嘱方法

行政区長の推薦により、各地区に1名ずつ、喜多方市から委嘱されます。

※ 80世帯以上の行政区は2名まで増員することができます。

(2) 任期

2年間とし、再任を妨げません。任期の途中で欠員が生じ、補充された方の任期は、前任者の残任期間となります。

(3) 報償

年額 10,000 円

※ 年度の中で委嘱された場合は、委嘱された月から月割りで算定した額が報償として支給されます。

4. クリーンきたかた推進員の業務内容

(1) ごみの適正な分別及び排出に関すること。

(一例)

- ・ 地区の総会等に合わせて、ごみの適正な分別の説明を行う。
- ・ 行政区内で、ごみの適正な分別に関する回覧文書の配付を行う。
- ・ 軽微な違反ごみを適正に再分別する。

(2) ごみの不法投棄及び不適正排出の防止等に関すること。

(一例)

- ・ ごみ集積所にある違反ごみについて、回覧文書を配布して、排出者に対して呼びかけを行う。
- ・ 不法投棄物について、回覧文書を配布して地区住民に情報共有を行う。
- ・ 行政区内を定期的に巡回する。
- ・ 不法投棄を発見した際に、市役所や警察署へ報告する。



(3) 市への業務報告

ア 上半期・下半期の業務報告

「(様式第3号) クリーンきたかた推進員業務報告書」の提出

上半期・・・9月末日まで/下半期・・・3月末日まで

イ 不法投棄を発見した際の報告

「(様式第4号) クリーンきたかた推進員不法投棄発見報告書」の提出

なお、不法投棄物の飛散や土壌汚染など、市民生活に悪影響を及ぼす恐れや危険がある場合は、取り急ぎ、電話でご一報ください。



【 活動時の注意点 】

●適切な服装で業務を行うこと！

ごみによっては、鋭利なものや重たいものもあるので、手袋や長靴の着用、汚れてもいい服装で活動を行ってください。

●不法投棄者に直接指導しないでください！

不法投棄者は犯罪だと知りながら不法投棄を行っています。近づいたり、直接指導するのは危険です。

不法投棄者を発見したら、車両番号や人物の特徴、発見場所や日時などの情報をメモして、警察署または市役所へ速やかに通報してください。

(4) 地区での指導内容

クリーンきたかた推進員として地域の皆さんに、ごみの出し方の指導・助言をする場合、次のような要領で出すよう指導してください。

●決められたものを

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、資源ごみに分別してください。特にプラスチック製の不燃ごみが、プラスチック製容器包装ごみに混ざっており、収集運搬・処理に支障をきたすケースが見受けられます。決められたごみが他のごみに混ざることがないように、分別してください。

●決められた場所に

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、資源ごみを排出するごみ集積所は、地区によって異なります。各地区で定められたごみ集積所に出してください。

●決められた日に

各地区の収集日は「ごみカレンダー」で市民の皆さんに お知らせしています。また、ごみの種類によって排出日が異なります。カレンダーに記載されている日に合わせて、ごみを出してください。

●決められた時間に

ごみ及び資源物の収集は午前 8 時 30 分から行います。交通事情により収集時間が前後しますが、収集日の午前 8 時 30 分までに出すようにしてください。



ごみを収集日以外に出したり、分別しないで出したりすると、交通の妨げや、犬・猫やカラス等の鳥獣に荒らされたり、ごみや缶・ペットボトルが風で飛ばされたり、悪臭やハエ等が発生し、近隣の住民にも迷惑がかかります。適正なごみの排出をお願いします。

5. 廃棄物に関する基礎知識

(1) 廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のことです。

(2) 廃棄物の種類

ア 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで、さらに2種類の廃棄物に分かれます。

- ・ 家庭系一般廃棄物：家庭生活で生じた廃棄物のことです。
- ・ 事業系一般廃棄物：事業活動で生じた廃棄物のことです。

（商店、飲食店、農家のごみなど）

イ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出された、以下に掲げる20種類の廃棄物のことです。

種類	廃棄物		
あらゆる事業活動に伴うもの	1.燃え殻	5.廃アルカリ	9.ガラス コンクリート 陶磁器くず
	2.汚泥	6.廃プラスチック類	10.鉱さい
	3.廃油	7.ゴムくず	11.がれき類
	4.廃酸	8.金属くず	12.ばいじん
排出する業種が限定されるもの	13.紙くず	16.動物系固形不要物	18.動物のふん尿
	14.木くず	17.動植物系残さ	19.動物の死体
	15.繊維くず		
20.コンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの			

ウ 特別管理廃棄物

一般廃棄物の処理及び産業廃棄物のうち、特に管理が必要な有害物質を含むものです。これには、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、アスベスト、感染性廃棄物（医療廃棄物）などが含まれます。

(3) 不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められています。

この法令に反して、ごみ集積所や廃棄物処理施設以外の不適切な場所や私有地に、みだりに廃棄物を投棄する行為を**不法投棄**といいます。

ア 不法投棄の罰則規定

不法投棄は刑事事件です。投棄者が判明した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条 に基づく刑罰があります。5 年以下の懲役、または 1000 万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

イ 不法投棄物の処理責任

原則は、投棄者が責任を持って撤去・処分を行いますが、投棄者が特定できない場合は、土地の管理者や所有者に処理責任が生じます。

ウ 不法投棄されないための未然防止策

（一例）

- ・ 定期的に見回りを実施する。
- ・ 監視カメラを設置する。
- ・ 塀や柵を設置する。
- ・ 草刈りや清掃をして土地を清潔に保つ。



6. 家庭ごみの分け方・出し方（概要）



(1) 家庭ごみの種類

日常生活から生じたごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、資源物の5種類に分別しています。

種類	使用できるごみ袋	対象となるごみ
可燃ごみ (燃やせるごみ)	・市指定ごみ袋 ・半透明のごみ袋 ・透明のごみ袋	・燃やせる材質のごみ (衣類、毛布、革製品、生ごみなど) ・木の枝はひもで縛る ・長さ 60cm 以内、太さ 10cm 以内 束ねた太さ 30cm 以内
不燃ごみ (燃やせないごみ)	・市指定ごみ袋	燃やせない材質のごみ (金属類、ガラスなど)
プラスチック製 容器包装	・市指定ごみ袋 ・透明のごみ袋	プラスチックマークのある 容器包装ごみ 
粗大ごみ	—	袋に入らない大きさのごみ
資源物	—	空き缶、空きびん、古紙、 ペットボトル、紙パック
※ 詳細については「家庭ごみの分け方・出し方（保存版）」をご覧ください。		

プラスチック製容器包装の分け方・出し方

プラスチック製容器包装とは

食料品や日用品を入れたり、包んでいたもので、中身を食べたり、使用したりした後で不要になった、プラスチック製の「容器」や「包装材」のことです。

出し方のルール

中身を使い切り、汚れが付いているときは、水ですすぐか紙などで拭きとってから出してください。

容器に貼られているシールは、はがさなくても出すことができます。

対象にならないもの

プラスチックマークが付いていないプラスチック製の商品や、汚れの落ちないものは対象外です。

(2) 粗大ごみの出し方

市指定のごみ袋に入らない大きさのごみは、粗大ごみとなります。粗大ごみは収集日に出すことができないため、大きく3つの処分方法があります。

ア 環境センター山都工場へ直接搬入する（無料）

イ 市の粗大ごみ回収事業に申請する（有料）

※ 毎年5月、8月、11月に実施しています。基本的には有料ですが、一定の条件を満たした場合は減免制度を設けています。詳しくは市民生活課までお問い合わせください。



ウ 事業者へ処分依頼をする（有料）

詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kankyo/478.html>

(3) 資源ごみの出し方

ア 紙パック

中を洗い、広げて縛ってください。

イ 段ボール

広げて、ひもで縛ってください。

ウ 新聞紙

ひもで縛ってください。

エ 雑誌・その他紙類

ひもで縛ってください。



Q. ひもは紙ひも？ビニールひも？

A. どちらでも収集されますが、雨などでひもが切れてしまいそうなときは、ビニールひもで出すなど、工夫をお願いします。

オ 空き缶

汚れているものは中を洗って、アルミ缶もスチール缶も、同じコンテナに入れてください。

カ ペットボトル

キャップとラベルは外してプラスチック製容器包装のごみ袋に入れ、ペットボトル本体だけを出してください。

Q. 汚れがどうしても落ちないときは？

A. 空き缶もペットボトルも、不燃ごみとして出してください。

キ 空きびん

キャップは外して不燃ごみに出し、本体は中を洗って出してください。
また、びんの出し方は、次の表を参考にしてください。

びんの色		いれるコンテナ	
	無色透明	白の コンテナ	
	茶色	茶色の コンテナ	
	黒色	黒色の コンテナ	
	青、緑、 黄、赤 その他の色	青色の コンテナ	

お酒の一升びん（茶系）及びビールびんは、生きびん（リターナルびん）です。リサイクル推進のため、可能な範囲でスーパーや購入店などに直接持ち込んでください。

- ※ 化粧品のびんや哺乳びんのような保存びんは不燃ごみとなります。
- 出せるか迷うものについては、市民生活課までお問い合わせください。
- ※ びんに貼られているシールは、はがさなくても出すことができます。

(4) 市の窓口を持ち込めるもの

ア 小型家電

小型家電に含まれる金属などを有効活用するために、市役所市民生活課または各総合支所にて、ご家庭で不要になった小型家電を回収しています。

(例)

- ・携帯電話 ・DVD プレーヤー
- ・パソコン ・外付けハードディスク
- ・電子辞書 ・ゲーム機 ・ビデオカメラ



イ 水銀使用製品

水銀を含む蛍光灯や温度計、体温計などです。破損した場合は、新聞紙等で包んでポリ袋等に入れ、密封してください。



ウ 乾電池・ライター

ごみ収集時の火災などの事故を防止するため、市役所市民生活課、各総合支所及び高郷町荻野出張所または下記の公民館に設置してあるボックスで回収しています。



喜多方		塩川
中央公民館	関柴公民館	堂島地区公民館 姥堂地区公民館 駒形地区公民館
松山公民館	熊倉公民館	
上三宮公民館	豊川公民館	
岩月公民館	慶徳公民館	



※乾電池：＋電極部分にセロテープなどを貼って絶縁してください。

※ライター：中のガスを使い切ってから出してください。

エ 小型充電式電池

携帯のバッテリーやモバイル充電器などです。小型充電式電池は充電することで繰り返し使える一方、破損や衝撃によって発火する恐れがあるため、市役所市民生活課、各総合支所にて回収しています。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



7. 廃棄物減量・リサイクル推進のための喜多方市の取り組み

(1) 衣類と小型家電の回収イベント

未使用のものや、着用しなくなったりサイズが合わなくなった衣類及び小型家電を、拠点回収しています。



(2) フードドライブイベント

各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、それらを福祉施設・団体などでまとめて、食支援を必要としている人にお届けする活動です。



(3) 資源回収報奨金交付事業

市内の各団体が行った資源回収事業に対して、申請があった場合は、報奨金を給付しています。

対象団体・・・町内会、子ども会、PTAなど

対象資源物・・・古紙類（新聞、雑誌、段ボールなど）

報奨金額・・・1kgあたり2円

(4) 家庭用生ごみ処理機等購入補助金

家庭から排出される生ごみの減量化または資源化の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入した方に対し、予算の範囲内で、補助金を交付しています。

(5) 出前講座

行政区や各種団体の希望により、職員が出向いて、ごみの分別等に関する講座を実施します。

ご希望がございましたら、市民生活課までご連絡下さい。





8. よくある質問 Q&A

Q1. ごみを出したが収集されなかった。なぜか。

A1. 原因はいくつか考えられます。

- ①環境センター山都工場では処分できないごみが出されていた。
- ②収集できないごみ袋で出されていた。
- ③事業系ごみまたは産業廃棄物が出されていた。
- ④収集後にごみを出した。

Q2. 集積所にある違反ごみを収集してほしい。

A2. 交通に支障が出るなど緊急の場合を除き、出した方が違反に気付くことを考慮し、2週間ほど様子を見てください。

状況が変わらなければ、再度、市民生活課までお問い合わせください。

Q3. ごみ集積所に、他地区から持ち込まれたと思われるごみが置いてある。

A3. 「他地区からの持ち込み禁止」と記載した看板を設置し、地区全体で不審な投棄者を監視するようにしましょう。

また、状況によっては、不法投棄と判断される場合もあります。出されたごみの状況がひどい場合には、市民生活課（0241-24-5285）までご相談ください。

Q4. 動物の死体を発見したときは、どこに報告すればいいか。

A4. 死体の発見場所によって報告先が違います。

県道・国道・河川→喜多方建設事務所（0241-24-5719）

市道→喜多方市役所建設課（0241-24-5245）または

喜多方市役所市民生活課（0241-24-5285）

公園→喜多方市役所都市整備課（0241-24-5240）

なお、私有地内にあった場合は土地の管理者が処理責任を負います。

Q5. あるごみ集積所で違反ごみが絶えない。解決策を教えてください。

A5. 集積場所へ簡易看板の掲示や地区内回覧などによるごみ出しルールの啓発を図ってはいかがでしょうか。また、市では違反ごみ袋から住所・氏名が判明するものが見つかった時に排出者に直接指導をしております。個別対応となりますので市役所市民生活課または各総合支所住民課までお問い合わせください。

Q6. ごみ集積所の場所の変更や追加をしたい。

A6. 地区全体の意向を行政区長と協議し、行政区長から申請してください。

市役所市民生活課または各総合支所住民課の窓口で手続きが可能です。申請後、収集業者と収集可能な場所か協議した後、回答いたします。

Q7. ソファやベッド、マットレスはどのように捨てればいいのか。

A7. 粗大ごみとしての処分になりますが、中にスプリングが入っていた場合、解体するなどして取り除き、処分していただきます。

スプリングは不燃ごみとしての処分になります。

Q8. 回覧文書などの簡易看板を作成したいが、作り方がわからない。

A8. 職員が相談にのりますので、市民生活課または各総合支所住民課へお問い合わせください。

Q9. テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンはどのように捨てればいいのか。

A9. 家電リサイクル法の対象品であるため、

市で収集することができません。

基本的には事業者へ依頼して処分していただきます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kankyo/498.html>



Q10. 容器に残ったままのサラダ油やドレッシングのような液体状のものは、どのように捨てればいいのか。

A10. 容器に残った液は、新聞紙や雑巾などで吸い取り、可燃ごみとして処分してください。また、容器は不燃ごみとして処分してください。

Q11. 発泡スチロールはどのように捨てればいいのか。

A11. 発泡スチロールにプラスチックマークが印字されていればプラスチック製容器包装ごみ、印字されていなければ可燃ごみとして処分してください。ただし、汚れがないものに限りです。

Q12. 灯油やガソリンなどの廃油はどのように捨てればいいのか。

A12. 少量であれば布などで吸い取り可燃ごみとして処理できますが、数リットル以上であれば、市内のガソリンスタンドで処分を依頼してください。

9. 各種お問い合わせ先

一般廃棄物の処理に関すること	
喜多方市役所 市民生活課 環境政策推進室	0241-24-5285
熱塩加納総合支所 住民課 市民サービス班	0241-36-2113
塩川総合支所 住民課 市民サービス班	0241-27-2400
山都総合支所 住民課 市民サービス班	0241-38-3825
高郷総合支所 住民課 市民サービス班	0241-44-2113
環境センター山都工場	0241-38-3005
不法投棄や廃棄物の違法焼却に関すること	
喜多方警察署	0241-22-5111
産業廃棄物の処理に関すること	
福島県会津地方振興局 環境課	0242-29-3908
喜多方市一般廃棄物処理事業許可業者	
(有)会津菅原	0241-23-7771
荒川産業(株)	0241-21-1511
(株)いいで	0241-38-3808
(有)喜多方総合衛生センター	0241-22-1594
(有)グリーンアース	0241-23-0100
(有)昭和衛生	0241-22-0289
(有)高郷清掃	0241-22-2553
(有)塚原興業	0241-27-8256
(有)塚原商運	0241-27-7551
(有)ピアス	0241-21-4070
丸佐運送(有)	0241-22-7554
(有)山都塵芥収集社	0241-38-3272
(株)あいづダストセンター	0242-36-5351
(有)北塩原衛生センター	0241-33-2379
(株)佐藤総業	0242-24-5933
(有)坂下リサイクルサービス	0242-83-3402
松浦商事(株)	0242-27-4433

メモ